

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月24日提出
【発行者名】	H S B C 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 松田 庄平
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
【事務連絡者氏名】	村中 広司
【電話番号】	代表（03）3548-5690
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	H S B C タイ株式オープン
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	当初申込期間（平成25年6月17日から平成25年6月27日まで） 500億円を上限とします。 継続申込期間（平成25年6月28日から平成26年9月19日まで） 5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成25年5月31日付をもって提出した有価証券届出書（平成25年8月12日付提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2. 【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 _____ は訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

第一部【証券情報】

（3）【発行（売出）価額の総額】

< 訂正前 >

当初申込期間：500億円を上限とします。

継続申込期間：5,000億円を上限とします。

（省略）

< 訂正後 >

5,000億円を上限とします。

（省略）

（4）【発行（売出）価格】

< 訂正前 >

当初申込期間：発行価格（購入価額）は、1口当たり1円とします。

継続申込期間：発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

（省略）

< 訂正後 >

発行価格（購入価額）は、購入申込受付日の翌営業日の基準価額*とします。

（省略）

（5）【申込手数料】

< 訂正前 >

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

< 訂正後 >

申込手数料（購入時手数料）は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%*（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%になります。

（7）【申込期間】

< 訂正前 >

当初申込期間：平成25年6月17日から平成25年6月27日まで

継続申込期間：平成25年6月28日から平成26年9月19日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

< 訂正後 >

平成25年6月28日から平成26年9月19日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(9) 【払込期日】

< 訂正前 >

当初申込期間

受益権の購入申込者は、当初申込期間中に、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。

当初申込期間における発行価額の総額は、設定日（平成25年6月28日）、各販売会社から委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（省略）

< 訂正後 >

受益権の購入申込者は、販売会社が定める期日までに、申込金（購入代金）を販売会社に支払うものとします。申込期間における発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（省略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

< 訂正前 >

当ファンドは、主として米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人^{*1}の投資信託証券への投資を通じて、タイ王国^{*2}の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

^{*1} ファンド名は「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラス」1 C」です。

なお、略称は「H S B C G I F タイ・エクイティ」です。

^{*2} 以下、「タイ」といいます。

< 訂正後 >

当ファンドは、主として米ドル建てのルクセンブルグ籍証券投資法人^{*1}の投資信託証券への投資を通じて、タイ王国^{*2}の株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

^{*1} ファンド名は「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラス」1 C」です。

（以下、「H S B C G I F タイ・エクイティ」といいます。）

^{*2} 以下、「タイ」といいます。

ファンドの特色

「 ファンドの特色」について、全文更新につき訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

1) タイの株式等に投資します。

- ・「H S B C G I F タイ・エクイティ」およびE T F（上場投資信託）への投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	・タイ国内の企業 ・タイにおける事業活動がかなりの部分を占める企業
投資対象有価証券	・投資対象企業の株式 ・投資対象企業のN V D R N V D Rとは、タイ株式における議決権なし保護預託証券（Non-Voting Depository Receipt）のことで、配当などの株主としての経済的な権利は保証されています。 ・投資対象企業のA D R（米国預託証券）やG D R（グローバル預託証券）等 預託証券とは、ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、当該株式を銀行等に預託し、その見合いに海外で発行される証券のことをいいます。

- ・「H S B C G I F タイ・エクイティ」の投資比率を高位に保つことを基本に運用を行います。E T Fへの投資比率の上限は、5 %程度とします。

（注）投資対象とするE T Fは、iシェアーズ M S C Iタイ・キャプット E T Fです。同ファンドは、タイの株式市場の動きに連動する投資成果を目指す米ドル建てのE T Fです。（iシェアーズは、ブラックロック・グループが運用するE T Fブランドです。）
投資対象とするE T Fの内容は、変更されることがあります。また、別のE T Fに投資する場合があります。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2) 「H S B C G I F タイ・クイティ」の運用は、H S B Cグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドが行います。

- ・投資プロセス



- ・H S B Cグローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B Cグループ内の情報ソースを活用します。

H S B C グループおよびH S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社であるH S B C ホールディングスplcは、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80の国と地域に約6,600の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

（参考情報）

「チャイナ・プラスワン」で再び脚光を浴びるタイ

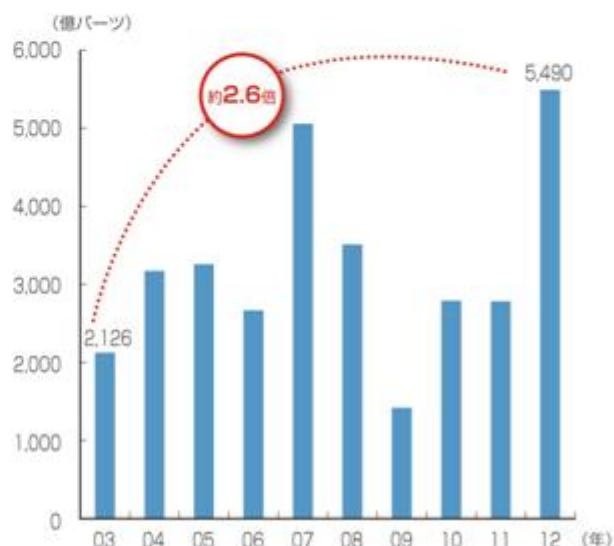
- ▶ 1980年代以降、タイは日系企業の製造・輸出拠点として発展、東南アジア諸国連合(ASEAN)の中では最も多く日本のメーカーが進出しています。
- ▶ 近年、中国における賃金上昇、労働争議などの事業リスクの分散のため、中国と並行した事業拠点を設立する動き（「チャイナ・プラスワン」）が強まっています。タイはASEAN諸国の中でも「チャイナ・プラスワン」の中心的存在になっており、タイへの直接投資額も増加しています。

日本の製造業 現地法人数(2012年)



※グラフは表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

出所：東洋経済新報社 海外進出企業総覧2013のデータをもとにHSBC投信が作成

海外からの直接投資額の推移
(認可ベース、2003年～2012年)

出所：タイ投資委員会のデータをもとにHSBC投信が作成

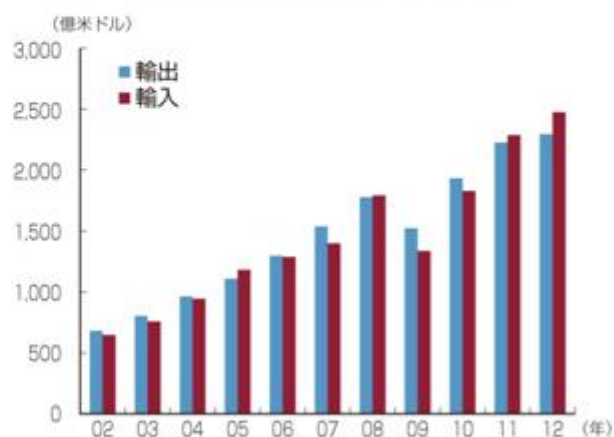
- ▶ タイの輸出品目は、自動車、エレクトロニクス、石油化学、天然ゴムなどの農産物など多岐にわたっています。
- ▶ タイの貿易は拡大基調にあり、「ASEAN経済共同体」の発足とともに一段の拡大が期待されます。

上位輸出品目(2012年)

順位	品目	構成比
1	自動車・同部品	10.0%
2	コンピューター・同部品	8.3%
3	宝石・宝飾品	5.7%
4	精製燃料	5.6%
5	ゴム	3.8%
6	エチレンポリマーなど	3.7%
7	化学製品	3.7%
8	ゴム製品	3.7%
9	鉄・鉄鋼	3.1%
10	電子集積回路	2.9%

出所：JETROのデータをもとにHSBC投信が作成

貿易額の推移(2002年～2012年)



出所：世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

「ASEAN 経済共同体」の発足により一大経済圏が誕生

- ▶ ASEANは、2015年に「ASEAN経済共同体」の発足を目指しています。これにより、ASEAN10ヶ国による一大経済圏が誕生します。中国の人口の半数に迫る約6億人の巨大市場で、経済規模や貿易額ではインドを上回る経済圏になります。
- ▶ また、様々な分野での規制緩和が進み、ヒト・モノ・カネの自由な移動が可能になります。



ASEAN10ヶ国と中国、インドとの比較(2012年)

	人口	経済規模	貿易額
中国	13.8億人	8.2兆米ドル	3.9兆米ドル
ASEAN10ヶ国	6.1億人	2.3兆米ドル	2.5兆米ドル
インド	12.4億人	1.8兆米ドル	0.8兆米ドル
【ご参考】日本	1.3億人	6.0兆米ドル	1.7兆米ドル

※経済規模は名目GDP、貿易額は輸出額と輸入額の合計。

出所：国連World Population Prospects: The 2012 Revision、
IMF World Economic Outlook Database (October 2013)、
世界貿易機関(WTO)のデータをもとにHSBC投信が作成

「ASEAN 経済共同体」のメリット

「モノやサービス」の自由化

ASEAN域内での
関税の原則撤廃

「ヒト」の自由な移動

熟練労働者、専門家の
自由な移動が可能に

「投資」の円滑化

ASEAN域内の
投資の促進

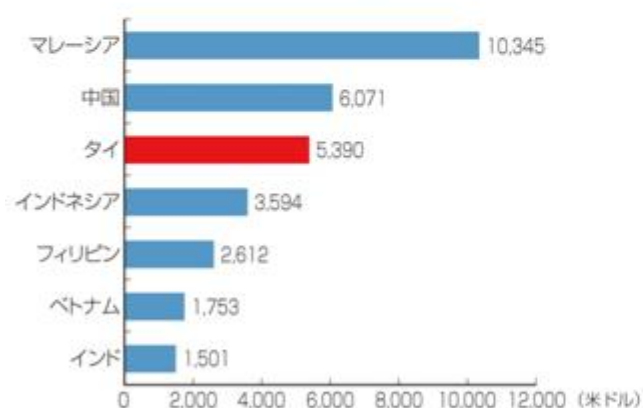
「インフラ整備」

国を越えたASEAN域内
インフラネットワークの
構築

所得向上による消費の拡大

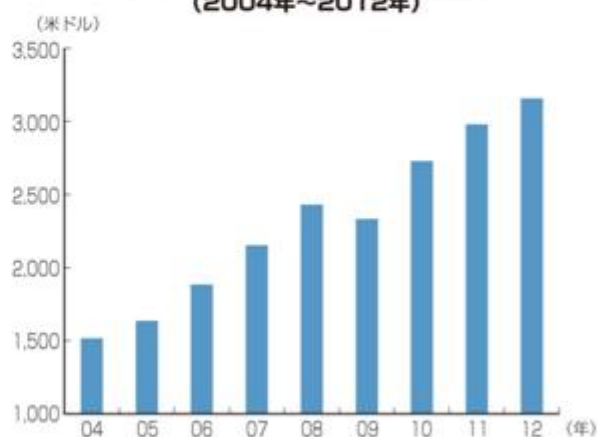
- ▶ タイの1人当たりGDPは5,390米ドルで、主要アジア新興国の中でも相対的に高い水準にあります。
- ▶ 所得水準の向上により、個人の消費支出も増加基調です。

主要アジア新興国の1人当たり名目GDP (2012年)



出所：IMF World Economic Outlook Database (October 2013)
のデータをもとにHSBC投信が作成

タイの1人当たり消費支出の推移 (2004年～2012年)

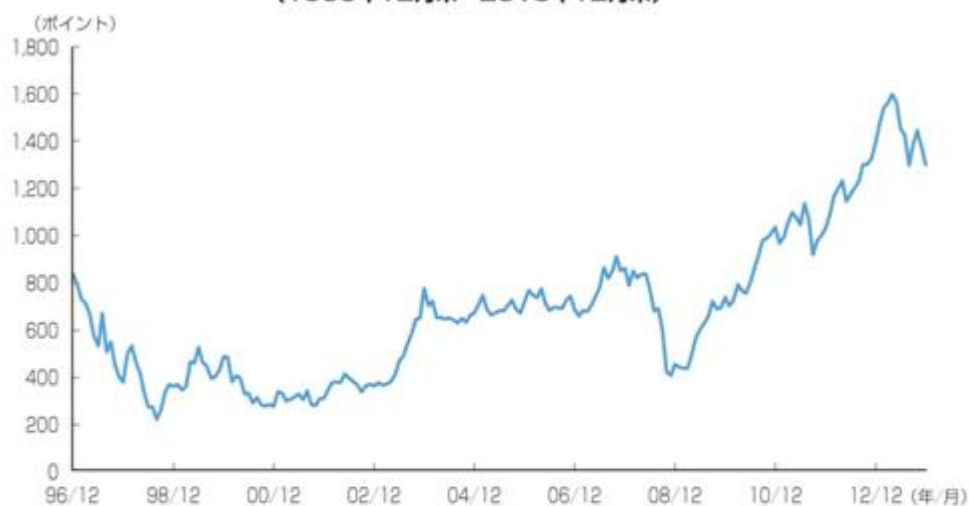


出所：Euromonitor InternationalのデータをもとにHSBC投信
が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

タイの株式市場

SET指数の推移
(1996年12月末～2013年12月末)



年間騰落率

1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
-55.2%	-4.5%	35.4%	-44.1%	12.9%	17.3%	116.6%	-13.5%	6.8%	-4.7%	26.2%	-47.6%	63.2%	40.6%	-0.7%	35.8%	-6.7%

※SET指数はタイ証券取引所(SET)により算出され、当該指数に関する著作権はSETに帰属しています。

出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

為替レートの推移

タイバーツの推移
(対円、対米ドル、1996年12月末～2013年12月末)



出所：ブルームバーグのデータをもとにHSBC投信が作成

※データ等は過去の実績あるいは予想を示したものであり、将来の成果を示唆、あるいは保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

< 訂正前 >

平成25年6月28日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始 (予定)

< 訂正後 >

平成25年6月28日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始

2 【投資方針】

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

～ (省略)

参考情報

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要 (1)

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ・クラス J 1 C
(省略)	
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用、 <u>設立にかかる費用等</u>
(省略)	
償還条項	<u>ファンドの純資産額が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。</u>

(省略)

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要 (2)

ファンド名	H S B C マネープールファンド (適格機関投資家専用)
(省略)	
信託報酬	純資産総額に対して 年0.042% (税抜年0.04%)
(省略)	

上記(1)(2)の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。

上記のほか、E T F に投資する場合があります。その管理報酬等は、本書提出日現在年0.61%です。

< 訂正後 >

～ (省略)

参考情報

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要 (1)

ファンド名	H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ・クラス J 1 C (<u>H S B C G I F タイ・エクイティ</u>)
(省略)	
その他費用	有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法的書類に要する費用等
(省略)	

償還条項	すべてのクラスの純資産額の合計が50百万米ドルを下回った場合等には、償還する場合があります。
------	--

（省略）

当ファンドが投資する投資信託証券およびその概要（２）

ファンド名	H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）
（省略）	
信託報酬	純資産総額に対して 年0.042% [*] （税抜年0.04%）
（省略）	

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年0.0432%になります。

（注）上記（１）（２）の内容は本書提出日現在のものです。今後変更される場合があります。

上記のほか、E T F に投資する場合があります。その管理報酬等は、本書提出日現在年0.61%です。

（４）【分配方針】

<訂正前>

収益分配方針

年１回の決算時（毎年6月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１）～２）（省略）

３）留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金については保証するものではなく、分配を行わない場合があります。

～ （省略）

<訂正後>

収益分配方針

年１回の決算時（毎年6月20日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

１）～２）（省略）

３）留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

イメージ図

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
—	—	—	—	—	分配金	—	—	—	—	—	—

（注）上記は、将来の分配金の金額について示唆・保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

～ （省略）

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

購入時手数料は、購入金額（購入価額（当初申込期間は1口当たり1円、継続申込期間は購入申込受付日の翌営業日の基準価額）に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

<訂正後>

購入時手数料は、購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%^{*}（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されています。

お申込みには、分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」の分配金は、無手数料で再投資されます。

購入代金の支払方法および時期、手数料率、取扱いコースにつきましては、販売会社へお問い合わせください。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%になります。

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2705%（税抜年1.21%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.441% （税抜年0.42%）	年0.7875% （税抜年0.75%）	年0.042% （税抜年0.04%）	年1.2705% （税抜年1.21%）

投資先投資信託証券における信託報酬等

（省略）

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042%（税抜年0.040%）
------	----------------------------------

投資先投資信託証券（年0.60%程度（年0.042%～0.61%））を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.8705%（税抜年1.81%）程度となります。

<訂正後>

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.2705%^{*}（税抜年1.21%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年1.3068%になります。

信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分（税抜）は次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社	計
年0.42%	年0.75%	年0.04%	年1.21%

投資先投資信託証券における信託報酬等
（省略）

「マネープールファンド」

信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年0.042% [*] （税抜年0.04%）
------	---

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年0.0432%になります。

投資先投資信託証券（年0.60%程度（年0.042%～0.61%））を含めた実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対して年1.8705%^{*}（税抜年1.81%）程度となります。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、年1.9068%程度になります。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

（省略）

（参考）当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は各投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用、設立にかかる費用等

（省略）

<訂正後>

（省略）

（参考）当ファンドが投資対象とする各投資先投資信託証券において支払われるその他の費用には次のものがあります。これら費用は各投資先投資信託証券の信託財産から支払われます。当該費用の上限額については、事後的に発生するものがあるため表記できません。

「H S B C G I F タイ・エクイティ」

組入有価証券の売買に係る手数料、租税、カストディーフィー、登録・名義書換事務代行会社報酬、監査報酬、法律顧問費用、法定書類に要する費用等

（省略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

～（省略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成25年12月31日までは10.147%（所得税*7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成25年12月31日までは10.147%（所得税*7.147%および地方税3%）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率となります。
- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

平成26年1月1日より、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用になれます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税*のみ）、平成26年1月1日から平成49年12月31日までは15.315%（所得税*のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- * 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

（注）上記の内容は平成25年4月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

～（省略）

個人、法人別の課税の取扱いについて

個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成49年12月31日まで20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申

告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成49年12月31日まで20.315%（所得税*15.315%および地方税5%）の税率となります。

- 3) 換金時および償還時の損失については、確定申告することにより、他の株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得と損益通算することができ、控除しきれない損失がある場合は、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、換金時および償還時の差益については、他の株式等の譲渡損と相殺することができます。なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度（愛称：「NISA（ニーサ）」）をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度（NISA）の適用対象です。

NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得・譲渡所得が5年間非課税となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

NISAをご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成49年12月31日まで15.315%（所得税*のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

- * 所得税については、平成49年12月31日まで基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が附加されます。

（注）上記の内容は平成26年1月末現在の情報をもとに記載したものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

以下は平成26年1月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	日本	7,105,700	1.45
投資証券	ルクセンブルグ	443,162,186	90.64
	アメリカ	19,884,895	4.07
	小計	463,047,081	94.70
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	18,798,042	3.84
合計(純資産総額)	-	488,950,823	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	マネープール ファンド	7,000,000	1.0149	7,104,300	1.0151	7,105,700	1.45
ルクセン ブルグ	投資証券	HSBC GIF タイ・ エクイティ	247,410.221	2,165.20	535,693,352	1,791.20	443,162,186	90.64
アメリカ	投資証券	ISHARES MSCI THAILAND ETF	3,000	8,057.02	24,171,071	6,628.29	19,884,895	4.07

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	1.45
投資証券	94.70
合計	96.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

（為替予約）

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	52,242.00	5,373,053	5,373,089	1.10

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年1月末日および同日前1年以内（設定日まで）における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成25年 6月末日	696	-	1.0000	-
平成25年 7月末日	747	-	0.9542	-
平成25年 8月末日	669	-	0.8568	-
平成25年 9月末日	728	-	0.9577	-
平成25年10月末日	698	-	0.9781	-
平成25年11月末日	611	-	0.9339	-
平成25年12月末日	556	-	0.8916	-
平成26年 1月末日	488	-	0.8551	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期（中間期）	8.6

(4) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期（中間期）	829,172,517	205,430,332

（注1）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期（中間期）の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

（運用実績）

（2014年1月末現在）基準価額：8,551円／純資産総額：4.88億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

① 基準価額・純資産総額の推移



注：基準価額（1万口当たり）は信託報酬控除後のものです。

② 分配の推移

該当事項はありません。

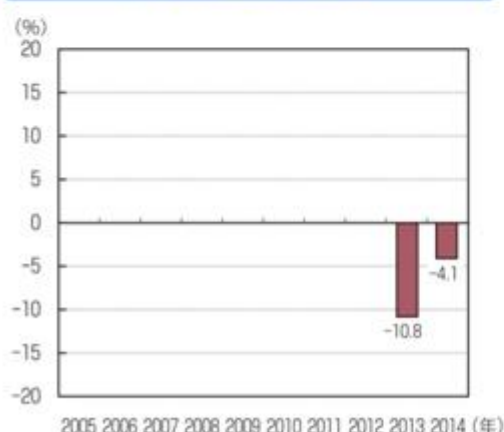
③ 主要な資産の状況

（「HSBC GIF タイ・エクイティ*」のデータを表示しています。）

順位	銘柄名	業種	比率
1	カシコン銀行	銀行	10.0%
2	サイアム商業銀行	銀行	9.7%
3	バンコック銀行	銀行	5.8%
4	クルン・タイ銀行	銀行	5.7%
5	タイ石油公社(PTT)	エネルギー	5.4%
6	タイ石油開発公社 (PTTEP)	エネルギー	4.7%
7	アドバンスド・インフォ・サービス	電気通信サービス	4.2%
8	サイアム・セメント	素材	4.2%
9	チャロン・ボカパン・フーズ	食品・飲料・タバコ	3.4%
10	CPオール	食品・生活必需品小売り	3.2%
組入銘柄数			34

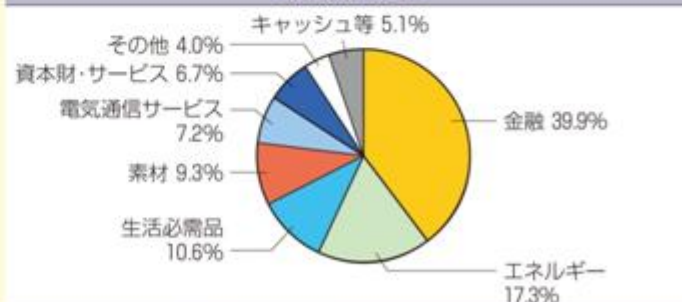
* 銘柄名は、報道等の表記を参考にHSBC投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。

④ 年間収益率の推移



- ・当ファンドはベンチマークを設けていません。
- ・2013年は、設定日(6月28日)から年末までの騰落率です。
- ・2014年は、年初から1月末までの騰落率です。

業種別組入比率



- * すべてのクラスを合算しています。
- * 表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※当ファンドにおける「HSBC GIF タイ・エクイティ」の組入比率は90.64%です。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（１）～（３）（省略）

（４）購入価額

当初申込期間：１口当たり１円

継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額

（省略）

（５）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

（６）（省略）

（７）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

（省略）

（省略）

<訂正後>

（１）～（３）（省略）

（４）購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

（省略）

（５）購入時手数料

購入金額（購入価額に購入口数を乗じて得た額）に、3.675%^{*}（税抜3.50%）を上限として販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料には消費税等相当額が加算されます。

* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.78%になります。

（６）（省略）

（７）その他留意事項

購入申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取り消すことができます。また、委託会社は、投資対象国の株式市場等の流動性を勘案し、購入申込の受付を制限することができます。

（省略）

（省略）

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

（１）～（６）（省略）

（ 7 ）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

（省略）

< 訂正後 >

（ 1 ）～（ 6 ）（省略）

（ 7 ）その他留意事項

換金申込の受付中止・取消

信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情*があるときは、委託会社の判断により、換金申込の受付を中止することおよび既に受け付けた換金申込の受付を取り消すことができます。

（省略）

（省略）

3 【資産管理等の概要】

（ 1 ）【資産の評価】

< 訂正前 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（省略）

< 当ファンドの主たる投資対象の評価方法 >

投資信託証券（国内籍）・・・原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）・・・原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

（省略）

< 訂正後 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（省略）

< 当ファンドの主たる投資対象の評価方法 >

投資信託証券（国内籍）・・・原則として、計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）・・・原則として、計算日に知りうる直近の日の時価で評価します。

（省略）

（ 5 ）【その他】

< 訂正前 >

～ （省略）

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

平成25年11月25日以降、公告の方法は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.com/jp）に掲載する方法に変更の予定です。

～ （省略）

<訂正後>

～ （省略）

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（www.assetmanagement.hsbc.com/jp）に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

～ （省略）

第3【ファンドの経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

（１）当ファンドの中間財務諸表は、第1期中間計算期間（平成25年6月28日から平成25年12月27日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲載される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

（２）当ファンドの計算期間は原則として毎年6月21日から翌年6月20日までとなっておりますが、第1期計算期間は約款第31条により、平成25年6月28日から平成26年6月20日までとされているため、第1期中間計算期間は平成25年6月28日から平成25年12月27日までとなっております。

（３）当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（平成25年6月28日から平成25年12月27日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

1【財務諸表】

（１）【貸借対照表】

（２）【損益及び剰余金計算書】

（３）【注記表】

（４）【附属明細表】

当ファンドは第1期計算期間を終了していないため、上記（１）から（４）の項目については、該当事項はありません。

[次へ](#)

< 中間財務諸表 >

H S B C タイ株式オープン

(1) 中間貸借対照表

(単位 : 円)

第 1 期中間計算期間末 (平成25年12月27日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	19,605,804
投資信託受益証券	7,105,700
投資証券	551,407,042
未収配当金	205,381
未収利息	16
流動資産合計	578,323,943
資産合計	578,323,943
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,352,151
未払受託者報酬	147,218
未払委託者報酬	4,306,123
その他未払費用	682,194
流動負債合計	8,487,686
負債合計	8,487,686
純資産の部	
元本等	
元本	623,742,185
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金 ()	53,905,928
(分配準備積立金)	-
元本等合計	569,836,257
純資産合計	569,836,257
負債純資産合計	578,323,943

[次へ](#)

(2) 中間損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 1 期中間計算期間
		自 平成25年 6 月28日
		至 平成25年12月27日
営業収益		
受取配当金		205,381
受取利息		7,804
有価証券売買等損益		91,185,094
為替差損益		34,357,140
営業収益合計		56,614,769
営業費用		
受託者報酬		147,218
委託者報酬		4,306,123
その他費用		717,739
営業費用合計		5,171,080
営業損失 ()		61,785,849
経常損失 ()		61,785,849
中間純損失 ()		61,785,849
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ()		9,370,627
期首剰余金又は期首欠損金 ()		-
剰余金増加額又は欠損金減少額		391,710
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		391,710
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,882,416
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,882,416
分配金		-
中間剰余金又は中間欠損金 ()		53,905,928

[次へ](#)

(3) 中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	第1期中間計算期間 (自 平成25年 6月28日 至 平成25年12月27日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資信託受益証券及び投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券及び投資証券の基準価額に基づいて評価しております。 ただし、上場投資証券は外国金融商品市場における中間計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）で評価しております。
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。
4. その他中間財務諸表 作成のための基本と なる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいて処理しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間末 (平成25年12月27日現在)	
1. 受益権の総数	623,742,185口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に規定する額	53,905,928円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額	0.9136円 9,136円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間（自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日）

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (自 平成25年 6月28日 至 平成25年12月27日)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。 2. 時価の算定方法 (1) 投資信託受益証券及び投資証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) 金銭債権及び金銭債務 中間貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

第1期中間計算期間末（平成25年12月27日現在）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第1期中間計算期間（自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本額の変動

第1期中間計算期間末 (平成25年12月27日現在)	
期首元本額：	696,254,239円
期中追加設定元本額：	132,918,278円
期中一部解約元本額：	205,430,332円

（参考情報）

当ファンドは「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラスJ」、上場投資信託及び「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部にそれぞれ投資証券及び投資信託受益証券として計上しております。

これらの証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

1. 「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ - クラスJ」の状況

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」は米ドル建てルクセンブルグ籍の証券投資法人であり、平成25年3月31日に会計年度を終了し、添付財務諸表はルクセンブルグの諸法規に準拠して作成され、独立の監査人により財務書類の監査を受けております。これら投資証券の「純資産計算書」、「有価証券明細表」は、H S B C インベストメント・ファンズ（ルクセンブルグ）エス・エーから入手した資料に基づき、その一部を抜粋・翻訳したものです。なお、以下の内容は「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」の全てのシェアクラスを合算しております。

また、開示対象ファンドの中間決算日におけるクラスJの一株当たり情報につきましては、（4）一株当たり情報にて記載しております。

（1）純資産計算書

科目	対象年月日	（平成25年3月31日現在）
	金額（米ドル）	
資産		
有価証券		145,582,299
投資にかかる未実現利益		27,956,318
銀行預金		9,734,139
有価証券売却に係る未収入金		6,460,744
その他未収入金		2,692,817
その他流動資産		1,327,642
資産合計		193,753,959
負債		
有価証券購入に係る未払金		1,367,941
その他未払金		12,695,654
その他流動負債		250,028
負債合計		14,313,623
純資産額		179,440,336
平成25年3月31日現在の株数（クラスJ）		42,422.865
一株当たり純資産額（クラスJ）		23.24

（2）附属明細表

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （％）
----	------	-----	----	----	----------------	-------------

株式	タイ	ADVANCED INFO SERVICE PUB./ FOR. RG	1,036,200	タイバーツ	8,350,417	4.65
		AIRPORTS OF THAILAND PUB. -F-	455,200	タイバーツ	1,904,105	1.06
		ASIAN PROPERTY DEVELOPMENT PUBLIC /FOREIGN	13,210,500	タイバーツ	4,240,330	2.36
		BANGCHAK PETROLEUM PCL	4,156,900	タイバーツ	5,110,044	2.85
		BANGKOK BANK PUBLIC /FOREIGN	1,906,800	タイバーツ	14,715,200	8.21
		BANGKOK BANK PUBLIC/ NV DEP. RECEIPT	63,500	タイバーツ	481,370	0.27
		BANPU PUBLIC CO. LTD/FOR. REG	661,000	タイバーツ	8,509,330	4.74
		CHAROEN POK /FOREIGN REG	5,983,400	タイバーツ	6,742,400	3.76
		DELTA ELECTRONICS PUB./FOR.RG	1,389,700	タイバーツ	1,743,938	0.97
		DYNASTY CERAMIC/FOREIGN REG.	1,383,200	タイバーツ	2,940,200	1.64
		GLOW ENERGY PUBLIC CO. LTD	534,200	タイバーツ	1,354,419	0.75
		INDORAMA VENTURES /FOREIGN REG	3,191,200	タイバーツ	2,484,514	1.38
		JASMINE INT PUBLIC -F-	6,560,300	タイバーツ	1,467,295	0.82
		JASMINE INTL - NVDR	1,877,900	タイバーツ	420,016	0.23
		KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY FOR. REG	930,300	タイバーツ	6,639,293	3.70
		KASIKORNBANK PUBLIC COMPANY LTD /NVDR	1,447,000	タイバーツ	10,277,427	5.73
		KHON KAEN SUGAR INDUSTRY -NVDR	1,125,200	タイバーツ	507,173	0.28
		KHON KAEN SUG.IND.PUB/FOREIGN	5,366,300	タイバーツ	2,418,808	1.35
		KRUNG THAI BANK /FOREIGN.REG.	13,272,800	タイバーツ	11,240,012	6.26
		LPN DEVELOPMENT PUB. /FOR. REG	2,306,200	タイバーツ	1,988,433	1.11
		PTT EXPL. PROD.PUBLIC /FOR. REG	1,713,191	タイバーツ	8,687,299	4.84
		PTT GLOBAL PUBLIC CO FOREI REG	3,339,900	タイバーツ	7,926,306	4.42
		PTT PLC CO. LTD /FOREIGN REG	899,000	タイバーツ	9,946,202	5.54
		SHIN CORP /FOREIGN REG.	1,278,600	タイバーツ	3,470,998	1.93
		SHIN CORP.PUBLIC /NVDR	251,300	タイバーツ	682,201	0.38
		SIAM CEMENT PUBLIC /NVDR	285,700	タイバーツ	4,682,783	2.61
		SIAM COMMERC.BANK PUBL./FOR.REG	2,845,600	タイバーツ	17,247,446	9.62
		SUPALAI PUBLIC CO. LTD /FOREIGN	2,663,400	タイバーツ	1,891,700	1.05
		THAI OIL PUBLIC CO. /FOR. REG.	2,922,200	タイバーツ	6,386,199	3.56
		THAI UNION FROZEN/FOREIGN REG.	1,982,300	タイバーツ	4,298,289	2.40
		THAI VEGETABL.OIL/FOREIGN REG.	7,012,000	タイバーツ	5,722,586	3.19
		小 計				164,476,733
株式合計					164,476,733	91.66

株式以外の有価証券

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （％）
上場投資 信託	米国	ISHS MSCI THAI INMK	91	米ドル	8,284	0.00
		小 計			8,284	0.00
	上場投資信託 合計				8,284	0.00

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 （米ドル）	投資比率 （％）
ユニット株	タイ	BANK OF AYUDHYA /NON-VOT DEP. RECEIPT	7,321,600	タイバーツ	8,625,368	4.81
		GLOW ENERGY PUBL UNITS	168,900	タイバーツ	428,232	0.24
		小 計			9,053,600	5.05
ユニット株 合計					9,053,600	5.05

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計					173,538,617	96.71
---------------------------	--	--	--	--	-------------	-------

注１）「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」の計算期間は、原則として、毎年4月1日から翌年3月31日までであり、開示対象ファンドの計算期間とは異なります。上記の有価証券明細表は、平成25年3月31日現在における状況です。

注２）投資比率とは、純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

先物取引契約

当ファンドは平成25年3月31日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類			満期日	契約数	時価評価額	未実現損益 （米ドル）
買	THAI SET 50 INDEX (SET50)	THB	2013/6/27	166	167,759,600	89,578

(注) T H B はタイバーツ

財務諸表に対する注記

重要な会計方針の要約

1) 財務諸表の表示

当財務諸表は、ルクセンブルグにおいて適用される法定の報告要件に従い表示しております。

2) 有価証券の評価

公設の外国金融市場に上場されている有価証券並びにその他の金融商品は、知りうる直近の最終相場で評価し、その他の規制のある市場で取引されている有価証券並びにその他の金融商品については、知りうる直近の最終相場もしくは複数のブローカーから入手した価格により評価しております。それらの価格が適切な有価証券やその他の金融商品の価値を正しく反映していない場合には、慎重かつ誠実な立場において、取締役会により予想可能な売却価格をもとに決定されています。また、上場されていないあるいは市場において取引されていないその他の金融商品は、市場慣行に照らし合わせて評価しております。

3) 為替換算

「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティ」の通貨以外の有価証券の取得原価、収益並びに費用は、取引日の為替レートで計上しております。また、報告日の有価証券の評価額、その他流動資産並びにその他流動負債は、平成25年3月28日時点の為替レートで換算しております。

4) 手数料等

マネジментフィー

マネジментフィーは純資産額にシェアクラス（クラスJ年率0.6%）ごとに定められた料率をもとに計算されています。また、マネジментフィーは毎日算出し積み立てられ、毎月払い出されます。

事務手数料等

カストディーフィー、名義書換事務代行会社報酬などの事務手数料を負担するために、シェアクラスごとに固定のレート（クラスJ年率0.25%）を設定しています。事務手数料の引当金は毎日固定レートをもとに計算のうえ積み立てられ、毎月払い出されます。

(3) 附属明細表

(平成25年9月30日現在)

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	ADVANCED INFORMATION	1,061,900	タイバーツ	8,656,710	7.38
		AIRPORTS OF THAILAND	228,700	タイバーツ	1,378,182	1.17
		AP (THAILAND)	10,839,900	タイバーツ	2,044,591	1.74
		BANGCHAK PETROLEUM	1,638,900	タイバーツ	1,663,509	1.42
		BANGKOK BANK	1,331,300	タイバーツ	8,384,385	7.14
		BANGKOK BANK (NVDR)	388,200	タイバーツ	2,432,432	2.07
		BANK OF AYUDHYA	3,889,600	タイバーツ	4,694,085	4.00
		BANPU PUBLIC	4,504,000	タイバーツ	3,959,680	3.37
		BEC WORLD	1,111,800	タイバーツ	2,017,073	1.72
		CENTRAL PATTANA PUBLIC	1,144,600	タイバーツ	1,610,036	1.37
		CHAROEN POKPHAND FOODS	4,670,200	タイバーツ	3,583,239	3.05
		CP ALL	2,024,200	タイバーツ	2,281,086	1.94
		DELTA ELECTRONICS	1,180,200	タイバーツ	1,858,193	1.58
		DYNASTY CERAMIC	1,019,300	タイバーツ	1,816,670	1.55
		GLOW ENERGY	417,100	タイバーツ	870,061	0.74
		JASMINE INTERNATIONAL	4,877,300	タイバーツ	1,286,360	1.09
		KASIKORNBANK	148,400	タイバーツ	837,351	0.71
		KASIKORNBANK (NVDR)	1,877,400	タイバーツ	10,503,254	8.95
		KHON KAEN SUGAR	3,670,000	タイバーツ	1,407,915	1.20
		KRUNG THAI BANK	12,654,900	タイバーツ	7,767,638	6.61
		LPN DEVELOPMENT	1,958,600	タイバーツ	1,283,597	1.09
		PRUKSA REAL ESTATE	1,930,800	タイバーツ	1,203,652	1.02
		PTT EXPLORATION & PRODUCTION	1,015,691	タイバーツ	5,308,947	4.52
		PTT GLOBAL CHEMICAL	1,644,300	タイバーツ	3,916,214	3.33
		PTT PUBLIC COMPANY	711,100	タイバーツ	7,183,677	6.11
		SHIN CORP	689,200	タイバーツ	1,817,725	1.55
		SHIN CORP (NVDR)	447,900	タイバーツ	1,181,311	1.01
		SIAM CEMENT	319,700	タイバーツ	4,353,928	3.71
		SIAM COMMERCIAL BANK	1,165,500	タイバーツ	5,514,461	4.69
		SRIRACHA CONSTRUCTION	2,084,300	タイバーツ	2,282,180	1.94
		SUPALAI	2,452,900	タイバーツ	1,238,985	1.05
		THAI OIL	1,386,900	タイバーツ	2,560,508	2.18
		THAI VEGETABLE OIL	5,084,200	タイバーツ	2,941,916	2.50
小計					109,839,551	93.50
株式合計					109,839,551	93.50

外国金融商品市場で取引される譲渡可能有価証券 合計	109,839,551	93.50
---------------------------	-------------	-------

その他の譲渡可能有価証券

株式

種類	国/地域	銘柄名	数量	通貨	評価額金額 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	タイ	STP & I	4,288,500	タイバーツ	2,550,042	2.17
		小 計			2,550,042	2.17
		株式 合計			2,550,042	2.17

その他の譲渡可能有価証券 合計	2,550,042	2.17
-----------------	-----------	------

先物取引契約

当ファンドは平成25年9月30日現在、以下の先物取引契約を保有しております。

種類	満期日	契約数	時価評価額	未実現損益 (米ドル)
----	-----	-----	-------	----------------

買	THAI SET 50 INDEX	THB	2013/12/27	79	74,204,700	77,228
---	-------------------	-----	------------	----	------------	--------

(注) T H B はタイバーツ

(4) 一株当たり情報

平成25年12月27日現在の株数（クラスJ）	272,610.221
一株当たり純資産額（クラスJ）	U S D 18.269

上記の一株当たり情報は、平成25年12月27日現在において知りうる「H S B C グローバル・インベストメント・ファンド - タイ・エクイティークラスJ」の状況です。

尚、株数は開示対象ファンドが保有する株数であり、クラスJの全株数とは異なります。

2. 「H S B C マネープールファンド（適格機関投資家専用）」の状況

（１）貸借対照表

科目	対象年月日	（平成25年12月27日現在）
	金額（円）	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		12,893,252
国債証券		409,979,563
未収利息		10
流動資産合計		422,872,825
資産合計		422,872,825
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		25,060
未払委託者報酬		25,006
流動負債合計		50,066
負債合計		50,066
純資産の部		
元本等		
元本		416,540,012
剰余金		
剰余金又は欠損金（　）		6,282,747
（分配準備積立金）		705,656
元本等合計		422,822,759
純資産合計		422,822,759
負債純資産合計		422,872,825

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	(自 平成25年 6月28日 至 平成25年12月27日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	資産・負債の状況は、開示対象ファンドの中間計算期間末の平成25年12月27日現在です。当該投資信託受益証券の計算期間は原則として3月11日から翌年の3月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

(平成25年12月27日現在)	
1. 受益権の総数	416,540,012口
2. 1口当たり純資産額	1.0151円
(1万口当たり純資産額	10,151円)

（金融商品に関する注記）

（１）金融商品の状況に関する事項

（自 平成25年 6月28日
至 平成25年12月27日）

1. 金融商品に対する取組方針

当ファンドは、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品の運用をしております。

2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、国債証券、金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「（３）附属明細表」に記載しております。これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。

3. 金融商品に係るリスク管理体制

投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。

コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。

リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。

投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(自 平成25年 6月28日
至 平成25年12月27日)

1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

2. 時価の算定方法

(1) 国債証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

(2) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表上に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日)

売買目的有価証券

種 類	当期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国 債 証 券	-
合 計	-

(注) 「当期間」とは、当該投資信託受益証券の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの間
間計算期間末日までの期間（平成25年3月12日から平成25年12月27日まで）を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

(平成25年12月27日現在)

該当事項はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日)

該当事項はございません。

(重要な後発事象に関する注記)

(自 平成25年6月28日 至 平成25年12月27日)

該当事項はございません。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの中間計算期間における元本額の変動

（平成25年12月27日現在）	
期首元本額：	380,540,012円
期中追加設定元本額：	36,000,000円
期中一部解約元本額：	- 円
期末元本額：	416,540,012円

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はございません。

株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額(円)	評 価 額(円)
国債証券	第403回国庫短期証券	140,000,000	139,995,622
	第409回国庫短期証券	120,000,000	119,989,995
	第412回国庫短期証券	150,000,000	149,993,946
	合 計	410,000,000	409,979,563

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はございません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

2 【ファンドの現況】

以下は平成26年1月末日現在の当ファンドの現況です。

【純資産額計算書】

資産総額	503,702,549 円
負債総額	14,751,726 円
純資産総額（ - ）	488,950,823 円
発行済口数	571,781,073 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8551 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

< 訂正前 >

（省略）

平成25年4月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	39	691,599百万円
合 計	39	691,599百万円

< 訂正後 >

（省略）

平成26年1月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	44	739,330百万円
合 計	44	739,330百万円

3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

< 訂正・更新後 >

- （１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。
- （２）当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- （３）当社は、金融商品取引法第193条の２第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
また、当中間会計期間（自平成25年4月1日 至平成25年9月30日）の中間財務諸表についても、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。
- （４）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	*4	6,595,906	*4	1,194,239
前払費用		7,317		8,634
未収入金		27,008		20,034
未収委託者報酬		1,933,315		2,133,937
未収運用受託報酬		-		546
未収投資助言報酬		14,826		9,496
未収収益		10,090		31,189
未収消費税等		50,169		21,701
繰延税金資産		78,144		114,364
流動資産計		8,716,778		3,534,144
固定資産				
有形固定資産	*1		*1	
建物附属設備		19,510		11,758
器具備品		4,415		2,678
有形固定資産計		23,925		14,436
無形固定資産				
商標権		891		791
無形固定資産計		891		791
投資その他の資産				
敷金		34,432		34,432
繰延税金資産		12,109		14,210
投資その他の資産計		46,542		48,643
固定資産計		71,359		63,871
資産合計		8,788,137		3,598,016
負債の部				
流動負債				
預り金		164		-
未払金	*4、5	1,201,471	*4、5	1,269,895
未払費用		521,412		519,794
未払法人税等	*2	34,972	*2	310,913
賞与引当金		54,383		57,786
流動負債計		1,812,404		2,158,390
固定負債				
役員退職慰労引当金		28,449		32,335
固定負債計		28,449		32,335
負債合計		1,840,854		2,190,725

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金	-	123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	6,452,283	788,541
利益剰余金計	6,452,283	912,291
株主資本計	6,947,283	1,407,291
純資産合計	6,947,283	1,407,291
負債・純資産合計	8,788,137	3,598,016

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		10,597,411		8,307,420
運用受託報酬		-		1,046
投資助言報酬		72,649		52,122
その他営業収益		21,642		96,288
営業収益計		10,691,703		8,456,879
営業費用				
支払手数料	*2	4,468,924	*2	3,460,201
広告宣伝費		26,401		28,988
調査費				
調査費		24,259		26,365
委託調査費		1,972,758		1,558,078
調査費計		1,997,018		1,584,444
委託計算費		125,299		117,744
営業雑費				
通信費		20,954		20,602
印刷費		135,410		102,666
協会費		7,922		6,160
諸会費		550		550
営業雑費計		164,837		129,979
営業費用計		6,782,481		5,321,358
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	69,304	*1	71,095
給料・手当	*3	785,140	*3	847,114
退職手当		58,725		76,388
賞与		197,543		212,891
賞与引当金繰入額		54,383		57,786
給料計		1,165,097		1,265,276
交際費		3,899		3,991
旅費交通費		25,291		27,299
租税公課		14,707		11,779
不動産賃借料		57,303		60,553
役員退職慰労引当金繰入		3,776		3,885
固定資産減価償却費		11,150		9,589
弁護士費用等		62,159		61,186
事務委託費	*2	233,589	*2	280,786
保険料		7,487		9,345
諸経費		71,295		74,577
一般管理費計		1,655,759		1,808,271
営業利益		2,253,462		1,327,249

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
営業外収益		
受取利息	1	1
雑収入	180	891
営業外収益計	182	893
営業外費用		
為替差損	2,317	1,581
雑損失	39	3
営業外費用計	2,357	1,584
経常利益	2,251,287	1,326,558
税引前当期純利益	2,251,287	1,326,558
法人税、住民税及び事業税	843,525	576,870
法人税等調整額	103,246	38,320
当期純利益	1,304,515	788,008

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
剰余金の配当に伴う準備金の積立	-	123,750
当期変動額合計	-	123,750
当期末残高	-	123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,147,767	6,452,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
剰余金の配当に伴う準備金の積立	-	123,750
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,663,741
当期末残高	6,452,283	788,541
株主資本合計		
当期首残高	5,642,767	6,947,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,539,991
当期末残高	6,947,283	1,407,291
純資産合計		
当期首残高	5,642,767	6,947,283
当期変動額		
剰余金の配当	-	6,328,000
当期純利益	1,304,515	788,008
当期変動額合計	1,304,515	5,539,991
当期末残高	6,947,283	1,407,291

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	5 年
器具備品	3 ～ 5 年

(2) 無形固定資産（リース資産除く）

定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権	1 0 年
-----	-------

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

2 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしていません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物附属設備	21,638 千円	29,390 千円
器具備品	12,533	14,073

2 未払法人税等の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法人税	21,466 千円	178,967 千円
復興特別法人税	-	35,938
事業税	5,788	28,432
地方法人特別税	3,009	30,060
住民税	4,708	37,515

3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000 千円	1,000,000 千円
借入実行残高	-	-
差引額	1,000,000	1,000,000

4 関係会社に対する債権及び債務

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
預金	6,540,154 千円	1,067,426 千円
未払金	26,824	25,119

5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（損益計算書関係）

1 役員報酬の限度額は次の通りであります。

		前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	
取締役	年額	300,000	千円	300,000	千円
監査役	年額	50,000		50,000	

2 関係会社に係る営業費用

各科目に含まれているものは、次の通りであります。

		前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	
支払手数料		114,466	千円	35,730	千円
事務委託費		124,963		164,153	
人件費等		51,301		21,048	

3 給料・手当及び退職手当に含まれる、被出向者に係る退職給付費用相当額

		前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)		当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)	
退職給付費用相当額		120,866	千円	110,010	千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

４．配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年11月30日 取締役会	普通株式	6,328	3,013,333	平成24年3月31日	平成24年12月4日

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

(２) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収運用受託報酬は、運用受託先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて１年以内となっております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて１年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、１年以内の支払期日となっております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(１) 預金	6,595,906	6,595,906	-
(２) 未収委託者報酬	1,933,315	1,933,315	-
(３) 未収投資助言報酬	14,826	14,826	-
(４) 未収収益	10,090	10,090	-
資産計	8,554,138	8,554,138	-
(１) 未払金	1,201,471	1,201,471	-
(２) 未払費用	521,412	521,412	-
負債計	1,722,884	1,722,884	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (１) 預金、(２) 未収委託者報酬、(３) 未収投資助言報酬、(４) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (１) 未払金、(２) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	1,194,239	1,194,239	-
(2) 未収委託者報酬	2,133,937	2,133,937	-
(3) 未収運用受託報酬	546	546	-
(4) 未収投資助言報酬	9,496	9,496	-
(5) 未収収益	31,189	31,189	-
資産計	3,369,409	3,369,409	-
(1) 未払金	1,269,895	1,269,895	-
(2) 未払費用	519,794	519,794	-
負債計	1,789,689	1,789,689	-

注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却の償却超過額	1,970 千円	2,686 千円
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入 限度超過額	10,139	11,523
未払金否認	31,247	27,570
未払費用否認	24,266	44,216
賞与引当金否認	20,671	21,964
未払事業税等	3,343	22,232
前払費用	2,063	-
繰延税金資産小計	93,702	130,195
評価性引当額	3,448	1,620
繰延税金資産の合計	90,254	128,575

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7 %	38.0 %
（調整）		
評価性引当額	0.1	0.1
住民税均等割	0	0
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	2.6
事業税段階税率端数調整	0.0	0.0
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.3	0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1	40.5

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	32,140百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*1 資金の預入		預 金	6,540,154
							*2 支払手数料	114,466	未払金	26,824
							*3 事務委託	124,963		
							人件費等	51,301		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	58,968百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の預金・ 販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*1 資金の預入		預 金	1,067,426
							*2 支払手数料	35,730	未払金	25,119
							*3 事務委託	164,153		
							人件費等	21,048		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 全額当座預金であり、無利息となっております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千ポンド	投資運用業	なし	事務委託等	事務委託	63,509	未払費用	15,722
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千香港ドル	投資運用業	なし	事務委託・投資運用契約	事務委託	23,137	未払費用	151,702
							*1 支払投資運用報酬	715,410		
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	*4	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	117	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	15,629	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE) *4	フランス パリ	7,882千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	203	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	35,566	未払費用	20,553
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,128,948	未払費用	287,889
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	77,203	未払費用	3,435
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *5	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	3,730	未払金	371,139
							人件費・事務所賃借料等	1,144,746		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *6	英国 ロンドン	102百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	7,352	未払金	1,948
							*3 事務委託	15,430		
							人件費等	12,247		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨーク	1,100米ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 その他営業収益	21,642	未収収益	10,090

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 Sinopia Asset Management SAは、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (FRANCE)に、平成23年7月1日付けで統合されました。なお、Sinopia Asset Management SAは、統合されたため、期末時点での資本金又は出資金はございません。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *6 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権行 使等の被 所有者割 合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	67,304	未払費用	18,208
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約・ 役員の兼任	事務委託 *1 支払投資 運用報酬	28,209 702,443	未払費用	140,268
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (FRANCE)	フランス パリ	8,050千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネジメントフィ ー *1 支払投資 運用報酬	125 39,464	未収収益 未払費用	- 4,559
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万 ブラジルレ アル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	804,701	未払費用	262,410
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	35,620千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	60,273	未払費用	3,207
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Services Japan Limited *4	バハマ	5千米ドル	サービ ス業	なし	事務委託	*3 事務委託 人件費・事務所賃 借料等	4,921 1,141,370	未払金	289,803
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *5	英国 ロンドン	102百万 ポンド	証券業	なし	販売委託契約 ・事務委託、 役員の兼任	*2 支払手数料 *3 事務委託 人件費等	2,296 15,446 1,165	未払金	1,012
同一の 親会社を 持つ会社	HSBC Global Asset Management (USA) Inc.	米国 ニューヨ ーク	1,002米ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 その他営業収益	12,569	未収収益	9,825

取引条件及び取引条件の決定方針

- *1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- *3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- *4 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- *5 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	3,308,230.02円	670,138.73円
1株当たり当期純利益	621,197.66円	375,242.04円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 (自平成23年4月 1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月 1日 至平成25年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,304,515	788,008
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,304,515	788,008
普通株式の期中平均株式数 (株)	2,100	2,100

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

< 中間財務諸表 >

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成25年9月30日)
資産の部		
流動資産		
預金		1,653,155
前払費用		7,158
未収入金		22,842
未収委託者報酬		1,693,387
未収運用受託報酬		818
未収収益		41,197
繰延税金資産		135,978
流動資産計		3,554,537
固定資産		
有形固定資産	*1	
建物附属設備		7,882
器具備品		1,871
有形固定資産計		9,753
無形固定資産		
商標権		741
無形固定資産計		741
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		15,447
投資その他の資産計		49,880
固定資産計		60,375
資産合計		3,614,913
負債の部		
流動負債		
預り金		124
未払金	*4	729,460
未払費用		502,061
未払消費税等	*2	23,559
未払法人税等		299,744
賞与引当金		174,192
流動負債計		1,729,142
固定負債		
役員退職慰労引当金		34,277
固定負債計		34,277
負債合計		1,763,420

(単位：千円)

当中間会計期間末

(平成25年9月30日)

純資産の部

株主資本

資本金

495,000

利益剰余金

利益準備金

123,750

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

1,232,742

利益剰余金合計

1,356,492

株主資本合計

1,851,492

純資産合計

1,851,492

負債・純資産合計

3,614,913

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	3,863,701
運用受託報酬	886
投資助言報酬	660
その他収益	165,620
営業収益計	4,030,868
営業費用	
支払手数料	1,616,629
広告宣伝費	8,832
調査費	
調査費	14,836
委託調査費	698,589
調査費計	713,426
委託計算費	62,613
営業雑費	
通信費	7,935
印刷費	44,060
協会費	2,564
諸会費	400
営業雑費計	54,961
営業費用計	2,456,463
一般管理費	
給料	
役員報酬	30,542
給料・手当	*1 400,249
賞与	33,792
賞与引当金繰入額	116,406
給料計	580,991
交際費	1,419
旅費交通費	11,638
租税公課	6,063
不動産賃借料	30,377
役員退職慰労引当金繰入	1,942
固定資産減価償却費	*2 4,732
弁護士費用等	15,900
事務委託費	151,263
保険料	4,854
諸経費	42,341
一般管理費計	851,525
営業利益	722,879

（単位：千円）

当中間会計期間	
（自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日）	
営業外収益	
受取利息	0
その他	339
営業外収益計	340
営業外費用	
為替差損	7,662
営業外費用計	7,662
経常利益	715,557
特別利益	
固定資産売却益	46
特別利益計	46
税引前中間純利益	715,603
法人税、住民税及び事業税	294,253
法人税等調整額	22,851
中間純利益	444,201

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間
		(自 平成25年4月 1日
		至 平成25年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高		495,000
当中間期末残高		495,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		123,750
当中間期末残高		123,750
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		788,541
当中間期変動額		
中間純利益		444,201
当中間期変動額合計		444,201
当中間期末残高		1,232,742
利益剰余金合計		
当期首残高		912,291
当中間期変動額		
中間純利益		444,201
当中間期変動額合計		444,201
当中間期末残高		1,356,492
株主資本合計		
当期首残高		1,407,291
当中間期変動額		
中間純利益		444,201
当中間期変動額合計		444,201
当中間期末残高		1,851,492
純資産合計		
当期首残高		1,407,291
当中間期変動額		
中間純利益		444,201
当中間期変動額合計		444,201
当中間期末残高		1,851,492

重要な会計方針

項目	当中間会計期間
	[自]平成25年 4月 1日 [至]平成25年 9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 5 年 器具備品 3 ～ 5 年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権 1 0 年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基づき当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日現在）	
1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。	
建物附属設備	33,266千円
器具備品	9,576千円
2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント	
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。	
当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- 千円
差引借入未実行残高	1,000,000千円

- 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間	
[自]平成25年 4月 1日	
[至]平成25年 9月30日	
1	給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額33,259千円が含まれております。
2	減価償却費は以下の通りであります。
	有形固定資産 4,682千円
	無形固定資産 50千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間 [自]平成25年 4月 1日 [至]平成25年 9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度 期首	増 加	減 少	当中間会計 期間末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100
2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項 該当事項はありません。				

（リース取引関係）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）預金	1,653,155	1,653,155	-
（２）未収委託者報酬	1,693,387	1,693,387	-
（３）未収運用受託報酬	818	818	-
（４）未収収益	41,197	41,197	-
資産計	3,388,558	3,388,558	-
（１）未払金	729,460	729,460	-
（２）未払費用	502,061	502,061	-
負債計	1,231,522	1,231,522	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 （１）預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収運用受託報酬、
（４）未収収益

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 （１）未払金、（２）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

該当事項はありません。

（一株当たり情報）

当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日	
1株当たり純資産額	881,663.25円
1株当たり中間純利益金額	211,524.53円

（注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成25年4月 1日 [至]平成25年9月30日
中間純利益（千円）	444,201
普通株式に係る中間純利益（千円）	444,201
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

（重要な後発事象）

平成25年10月4日開催の取締役会において、剰余金の配当について決議し、平成25年10月28日に配当を実施しました。

なお、剰余金の配当に関する事項の概要は以下のとおりであります。

- ・ 決議日 平成25年10月4日
- ・ 配当額 総額788,000千円（1株につき375,238円）
- ・ 配当原資 利益剰余金
- ・ 基準日 平成25年3月31日
- ・ 効力発生日 平成25年10月15日

5【その他】

<訂正前>

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) (省略)

<訂正後>

(1) 定款の変更

平成25年11月25日付で、定款について次の変更を行いました。

・ 公告方法を、日本経済新聞に掲載する方法から電子公告による（ただし、電子公告により公告できない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載する）方法に変更

(2) (省略)

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

(1) 受託会社

名 称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成24年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) ~ (3) (省略)

<訂正後>

(1) 受託会社

名 称：みずほ信託銀行株式会社

資本金の額：247,369百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) ~ (3) (省略)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月26日

H S B C 投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C タイ株式オープン」の平成25年6月28日から平成25年12月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「H S B C タイ株式オープン」の平成25年12月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年6月28日から平成25年12月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月6日

HSBC投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているHSBC投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、HSBC投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月28日に剰余金の配当を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。